

会議の名称	平成31年第3回本庄市農業委員会総会	
開催日時	平成31年3月25日（月）	午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 （1）第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請について （2）第13号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） （3）第14号議案 農地法第4条の規定による許可申請について （4）第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について （5）第16号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について（追加） （6）報告第13号 農地法第3条第1項第13号規定による届出について （7）報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について （8）報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会	

議 事 録

配付資料	1 平成31年第3回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成31年第3回本庄市農業委員会総会議案 3 平成31年第3回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成31年第3回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。年度末の忙しい中、出席いただきありがとうございます。今は変わりやすい天気、今朝は暖かく感じましたが、まだまだ寒い日が続いております。皆さまもお体に気をつけてください。</p> <p>また、先月に人農地プランの会議をしましたが、本日午後1時から、人農地プランの検討委員会がありました。皆さまにお声かけいただき、新しく参加された方がたくさんおりました。我々が目指す農地利用最適化の第1歩かと思えます。ぜひ、これからもご協力をお願いいたしまして、今日の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、細野林之助委員、八木委員、奥原委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中41名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は12番永尾委員及び14番清水茂則委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p>

	<p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案4件及び報告3件に加えまして、本日急遽お手元に配布しましたとおり、追加議案として、第16号議案1件を追加しまして、議事日程のとおり、議案5件及び報告3件であります。</p> <p>まず、第12号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第12号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第12号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の田1筆及び児玉町田端地内の田2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページ及び5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、清水茂則委員の報告を願います。</p>

清水茂則委員	<p>14番清水が報告させていただきます。3月22日、奥原推進委員と、受人から聞き取りを行い、同日に所有農地の確認をしました。</p> <p>4ページ3-1-1、5ページ1-2の地図をご覧ください。申請地は、耕作不便地ですが、周辺が耕作放棄地となっている中、受人が申請地を耕作をしておりました。申請人は高齢ですが、息子が定年したら一緒に農業を営んでいきたいということです。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、茂木悟委員の報告を願います。</p>
茂木悟委員	<p>7番茂木が報告いたします。3月20日に亀田推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、6ページの地図をご覧ください。</p> <p>斜線の部分が申請地となります。真ん中は、道路用地となっています。道路になった部分により、耕作面積がせまくなり、隣接地を購入しようとするものです。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行ってまして、農業従事日数は300日です。</p> <p>申請地は、畑で野菜類を作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p>

	<p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
坂上委員	<p>受人の下限面積が足りてないのではないですか。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>自作地と借受地、今回の申請地を合計すると、申請に必要な下限面積を超えることとなります。</p>
議長	<p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、浅見委員の報告を願います。</p>
浅見委員	<p>9番浅見が報告いたします。3月20日に鯨井推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、7ページの地図をご覧ください。</p> <p>どちらの申請地も、受人の家から近く、基盤整備をした農地です。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っております。農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます</p>
議長	<p>整理番号4について、私から報告をいたします。3月23日に倉林永次推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。申請地は、8ページの地図をご覧ください。</p> <p>こちらの申請地は、基盤整備をした農地で耕作がしやすい場所です。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っております。農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり</p>

	<p>です。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、清水茂則委員の報告を願いたします。</p>
清水茂則委員	<p>14番清水が報告させていただきます。3月22日、奥原推進委員と、受人から聞き取りおよび所有農地の確認をしました。</p> <p>9ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は、受人の家から近く、工作管理がしやすい場所となっております。渡人、受人は兄弟で、相続で分割した農地を受人が引き受けて、耕作をしていくということです。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしく願いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたら願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号5については、許可といたします。</p> <p>次に、第13号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願いたします。</p>
事務局長	<p>第13号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第13号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、11ページをご覧ください。今回の申請件数は、1件です。田1筆、面積1,098㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、</p>

	<p>農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として、同居の親族が議事対象となっており、また、倉林永次委員につきましても、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p> <p>(議長、倉林永次推進委員退席後)</p>
細野職務代理	<p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第13号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第13号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第13号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長及び倉林永次委員の復席をお願いいたします。会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p>

	次に、第14号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第14号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第14号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、道路拡幅です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	<p>11番 宮部よりご説明させていただきます。3月20日、田島推進委員と申請人の聞き取り及び現地確認をしました。14ページ4-1の地図をご覧ください。申請事由は道路用地、用途地域は準工業地域となっております。申請地の西側にある貸住宅を建てる際に、接地する道路が狭く、道路後退をし、申請人が相続をして現在に至るということです。</p> <p>現状のまま使用するということですが、周辺は住宅などが建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2についても私から報告をいたします。3月23日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、19ページの地図をご覧ください。整理番号1の近くになります。申請事由は太陽光発電用地です。用途地域は指定なしの区域です。</p> <p>周辺は住宅が建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内</p>

池田委員	<p>19番池田よりご説明させていただきます。3月20日齊藤推進委員と現地確認をしました。21ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請事由は太陽光発電施設用地、権利区分は使用貸借権、用途地域は指定なしの区域となっております。</p> <p>申請地は国道に接しており、周辺には、住宅やアパートなどが建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-5については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。3月20日に田島推進委員と現地確認をしました。22ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、児玉区画整理地内の住宅が建ち並ぶ中にあります。申請事由は建売分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当</p>

	<p>とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます</p>
議長	<p>整理番号6について、私から報告をさせていただきます。3月23日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、23ページの地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電用地です。申請地の周辺は同じく太陽光発電施設用地となっており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7についてですが、整理番号8と権利区分及び転用目的が同一であり、申請地についても近い場所であることから、整理番号7及び8を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7及び整理番号8を一括で説明しますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑2筆、面積は記載のとおりで、権利区分は、賃借権です。申請事由は、送電線鉄塔改造工事用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、茂木悟委員でございます。</p> <p>電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画については、</p>

	<p>農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置又はこれら工作物等を設置するために必要な道路の敷地に供する農地の転用の許可は要しないとされています。今回の案件は、送電線改造工事に伴う工事用地として、一時借地するため、許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、24ページ及び25ページをご覧ください。5-7及び5-8については、いずれも、送電線鉄塔改造工事に伴う工事用地としての一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができますとされており、また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときは、許可されることとなりますが、本年7月31日までに農地に原状回復して返すとの事業計画書が提出されており、その農地の復元性は確実に認められることから、本申請は許可相当であるものと思われ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われ、以上でございます。</p>
議長	整理番号7及び8について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。
茂木悟委員	<p>7番茂木よりご説明させていただきます。3月23日に亀田推進委員と現地確認をしました。</p> <p>24ページ5-7の地図と、25ページ5-8の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、整備された農地の中になりますが、送電用の鉄塔工事のため、一時的に転用ということですが、</p> <p>工事終了後は、申請地を元の耕作できる農地に戻し、渡人に返すため、転用に当たっては特に問題はないと思われ、皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7及び8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7及び8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	整理番号9を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。

	<p>す。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-9については、農用区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪よりご説明させていただきます。3月20日に新井推進委員、黒沢推進委員と現地確認及び聞き取り調査をしました。26ページ5-9の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。周辺は何軒も住宅が建っており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-10については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、私から報告をさせていただきます。3月23日に倉林永次推進委員と現地確認及び聞き取り調査をしました。27ページ5-</p>

	<p>10の地図をご覧ください。申請事由は建売分譲住宅用地です。用途地域は第1種住居地域です。国道に隣接しており、周辺も、建物が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号10について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第16号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第16号議案を説明いたしますので、本日お手元に配布しました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第16号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市農業委員会事務局職員を次のとおり任命するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容について説明いたしますので、2ページをご覧ください。まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準つまり現在の任命状況が基準のものになります。左から現在の所属・役職・氏名、そして発令内容として新しい所属・役職を記載しております。該当者は2名です。中村主査につきましては、都市整備部営繕住宅課への異動発令でございます。発令日は、平成31年4月1日となります。津久井専門員につきましては、再任用の期間が終了するため退職発令となりまして、発令日は、平成31年3月31日となります。</p> <p>次に、下の表ですが、新所属基準のものになります。該当者は、2名です。保健部介護保険課から新井主任が、新採用職員の小林主事補が新たに、農業委員会事務局への発令でございます。発令日は、平成31年4月1日となります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第16号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第16号議案については、原案のとおり任命することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第16号議案については、原案のとおり任命することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第13号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第13号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。</p> <p>報告第13号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第14号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第14号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第14号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページから35ページをご覧ください。専決処分件数は、21件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第15号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第15号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第15号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p>

	<p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、37ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成31年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成31年3月25日(月)					
開催場所	本庄市役所 職員厚生室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時20分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	欠席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席	○	金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席	○		奥原 定雄	欠席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	欠席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
環境産業課産業係主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇